

算定基礎届等事務講習会

① 算定基礎届について

令和7年6月9日

神奈川県自動車販売健康保険組合

- 当健康保険組合への提出について
- 記入内容など、ご注意ください点

当健康保険組合への提出について

提出書類

算定基礎届等の届出書類



日本年金機構へご提出頂く算定基礎届をコピーしたものを、当組合へご提出ください。

- 5月中旬までの被保険者記録に基づき作成
→印刷されていない方は追記してください。
(日本年金機構と同様)

当健康保険組合への提出について

総括表の提出

日本年金機構は廃止となりましたが、当健保組合へは総括票の提出をお願いします。

用紙での提出の場合

- 総括表（当健保組合用）
- 被保険者報酬月額算定基礎届

電子媒体（CD・DVD等）での提出の場合

- 総括表（当健保組合用）
- CD、DVD
- 電子媒体届出書総括表

日本年金機構に提出するものに当健保組合用の
総括表を添付してください。

算定基礎届「総括表」は、当健康保険組合ホームページに掲載します

当健康保険組合への提出について

提出期限

算定基礎届・・・令和7年7月10日（木）（日本年金機構と同日）

夏季の賞与支払届・・・令和7年7月10日（木）

※賞与の支給がこれからの場合は、支給日から5日以内

7月月変・・・令和7年7月10日（木）

8月月変・・・令和7年8月12日（火） 夏季休暇前に提出をお願いします。

9月月変・・・令和7年9月10日（水）

記入内容、ご注意いただきたい点

7月月変対象者 8月、9月月変予定者

7月月変対象者、8月、9月月変予定者についても算定基礎届に記入

• 従前月額…記入

• 備考欄「3.月額変更予定」…○を記入

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|--|------------|--|-----------|------------|------------------------|--|-----------|--|------|--|---|--|--|--|--|--|
| 1 | ① 115 | | ② 健保太郎 | | | ③ 5-601007 | | | ④ 7 年 9 月 | | ⑦ | | | | | | | |
| | ⑤ 健 240 千円 | | ⑥ 厚 240 千円 | | ⑧ 6 年 9 月 | | ⑨ 昇給 1. 昇給 2. 降給 | | ⑩ 遡及支払額 | | ⑪ | | | | | | | |
| | ⑫ 支給月 月 日 | | ⑬ 日数 | | ⑭ 通貨 | | ⑮ 現物 | | ⑯ 合計(⑪+⑫) | | ⑰ 総計 | | ⑱ | | | | | |
| | ⑲ 平均額 | | ⑳ 修正平均額 | | ㉑ | | ㉒ | | ㉓ | | | | | | | | | |

⑱ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)
 2. 二以上勤務
 3. 月額変更予定
 4. 途中入社 5. 病休、育休、休職等
 6. 短時間労働者(特定適用事業所等)
 7. パート 8. 年間平均
 9. その他()

電子申請、電子媒体による提出は

7月月変対象者、8月、9月月変予定者を除いて作成

記入内容、ご注意いただきたい点

7月月変対象者 8月、9月月変予定者

- 8月、9月月変予定者が予定通り月額変更該当した場合
→該当月に月額変更届の提出（原則10日まで）
- 8月、9月月変予定者が月額変更該当しなかった場合
→当該被保険者の算定基礎届を提出



必ず提出をお願いいたします。

記入内容、ご注意いただきたい点

支払基礎日数

- ・月給制の場合、支払月の暦日ではなく、給与計算対象期間の暦日となります。

給与末日締 当月末日支払

| 月 | 暦日 | 支払基礎日数 |
|----|----------|--------|
| 4月 | 4月1日~30日 | 30 |
| 5月 | 5月1日~31日 | 31 |
| 6月 | 6月1日~30日 | 30 |

給与25日締 当月末日支払

| 月 | 暦日 | 支払基礎日数 |
|----|-------------|--------|
| 4月 | 3月26日~4月25日 | 31 |
| 5月 | 4月26日~5月25日 | 30 |
| 6月 | 5月26日~6月25日 | 31 |

給与末日締 翌月10日支払

| 月 | 暦日 | 支払基礎日数 |
|----|----------|--------|
| 4月 | 3月1日~31日 | 31 |
| 5月 | 4月1日~30日 | 30 |
| 6月 | 5月1日~31日 | 31 |

- ・月給制で、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合、暦日から欠勤日数を控除するのではなく、**所定労働日数から、欠勤日数を控除した日数を「支払基礎日数」として**ください。

記入内容、ご注意いただきたい点

支払基礎日数

【欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合】

- 例) ・ 事業所の所定労働日数：22日
 ・ 欠勤日数：4月→10日、5月→5日、6月→3日

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|---------|---------|----|---|---------|----------|---------|---------|------------------------------|---------------------|--------------------|-------------------------------|--|
| 1 | ① | 115 | | ② | 健保花美 | | | ③ | 7-100701 | | ④ | 7 | 9 | ⑦ | | |
| | ⑤ | 健 | 240 | 厚 | 240 | ⑥ | 6 | 9 | ⑦ | 昇(降)給 | 1. 昇給 | ⑧ | 遡及支払額 | ⑩ | 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) | |
| | ⑨ | 支給月 | ⑩ | 日数 | ⑪ | 通貨 | ⑫ | 現物 | ⑬ | 合計(⑪+⑫) | ⑭ | 総計 | ⑮ | 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 | | |
| | 4 | 月 | 12 | 日 | 96,000 | 円 | 0 | 円 | 96,000 | 円 | 288,000 | 円 | 4. 途中入社 | 5. 病休、育休、休職等 | | |
| | 5 | 月 | 17 | 日 | 136,000 | 円 | 0 | 円 | 136,000 | 円 | 144,000 | 円 | 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) | 7. パート 8. 年間平均 | | |
| 6 | 月 | 19 | 日 | 152,000 | 円 | 0 | 円 | 152,000 | 円 | | 円 | 9. その他(4月10日間、5月5日間、6月3日間) | | | | |

→備考欄「5. 病休・育休・休職等」に○を付け、「9. ()」に欠勤日数を記入

暦日から欠勤日数を引いている例がみられますのでご注意ください。

記入内容、ご注意いただきたい点

支払基礎日数

育児休業者、傷病手当金受給者、出産手当金受給者も算定基礎届の提出が必要です。

例) 令和7年4月から育児休業の場合

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|------|-----------|--|---|------------|--|-------|-----------|---------|------|---------|---|--|--|--|---|
| 1 | ① 115 | | ② 健保花子 | | | ③ 5-591120 | | | ④ 7 年 9 月 | | ⑦ | | | | | | |
| | ⑤ 健 240 | | ⑥ 6 年 9 月 | | | ⑦ 昇(降)給 | | 1. 昇給 | | ⑧ 遡及支払額 | | ⑩ | | | | | |
| | 千円 | | 厚 240 | | | 千円 | | 2. 降給 | | 月 | | | | | | | 円 |
| | ⑨ 支給月 | ⑩ 日数 | ⑪ 通貨 | | | ⑫ 現物 | | | ⑬ 合計(⑪+⑫) | | ⑭ 総計 | | 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休、育休、休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他(令和6年4月1日から育休) | | | | |
| | 4 | 0 | 0 | | | 0 | | | 円 | | 円 | | | | | | |
| 5 | 0 | 0 | | | 0 | | | 円 | | 円 | | | | | | | |
| 6 | 0 | 0 | | | 0 | | | 円 | | 円 | | ⑮ 修正平均額 | | | | | |

→備考欄「5. 病休・育休・休職等」に○を付け、「9. ()」に期間を記入

支払基礎日数に暦日を記入する例がみられますのでご注意ください。

記入内容、ご注意いただきたい点

短時間就労者（パート）

【短時間就労者（パート）の取り扱い】

- 短時間就労者（パート）の人は、次の勤務時間と勤務日数の両方に該当するときに常用的使用関係にあるとみなされ、被保険者として扱われます。

① 1週間の勤務時間が、その事業所で同種の業務を行う一般社員の特定労働時間の4分の3以上ある事。

② 1カ月の勤務日数が、その事業所で同種の業務を行う一般社員の所定労働日数の4分の3以上であること。



- 備考欄「7. パート」に○を記入

記入内容、ご注意いただきたい点

短時間労働者

【短時間労働者の取り扱い】

- 1週間の所定労働時間が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満、又は1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に該当し、かつ、AからEまでのすべての要件に該当する人は健康保険被保険者になります。

A 1週間の所定時間が20時間以上の場合

B 当該事業所に継続して2カ月を超えて使用されることが見込まれる場合

C 賃金の月額が88,000円以上の場合

D 大学生等の学生でない場合

E 勤務先が特定適用事業所（従業員数が101人以上。令和6年10月からは51人以上）

また、AからDに該当し、Eに該当しなくても、勤務先が労使の合意のもと、任意特定適用事業所となった場合は、健康保険の被保険者となります。



• 備考欄「6. 短時間労働者（特定適用事業所）」に○を記入